

下諏訪商工会議所特別企画

EXPO
2025

大阪・関西万博

1泊2日の旅



日頃より、下諏訪商工会議所の事業活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度会員事業所様を対象に、大阪・関西万博開催に合わせて1泊2日の旅行を企画いたしました。今話題の万博会場で、世界各国の文化や技術に触れてみませんか？多くの皆様のご参加をお待ちしております。

旅行期日 令和7年7月11日(金)~12日(土)

旅行代金 お一人様**45,000円(税込)**
交通費(バス代含む)・宿泊費・入場券
※基本シングルとなります。ツインをご希望の方はお問い合わせください。

募集人員 **60名** 最少催行人員54名
対象：下諏訪商工会議所会員事業所
(法人：役員 個人：事業主及び家族従業員)

募集締切 **6月10日(火)** 定員になり次第締め切ります。

添乗員 添乗員が同行します

集合場所/時間

下諏訪商工会議所
午前5時10分(出発5時30分)

利用バス会社 柿木観光バス

利用ホテル プラザオーサカ

申込方法

下記申込書にご記入の上、旅行代金を添えて
下諏訪商工会議所受付窓口にて
お申し込みください。TEL.0266-27-8533

お申込み・お問い合わせ

下諏訪商工会議所

〒393-0087長野県諏訪郡下諏訪町4611番地

TEL.0266-27-8533

旅行企画実施

長野県知事登録旅行業第2-462号



長野ツーマイストサービス

株式会社 エヌ・ティー・エス・ツアー

〒393-0046 諏訪郡下諏訪町4696-1

TEL.0266-26-3350 / FAX.0266-26-3325

(社)全国旅行業協会正会員 総合旅行業務取扱管理者 倉茂美恵

営業時間 9:00~18:00(土・日・祝休み)

申込書

事業所名

住所

参加者氏名
1 (代表者)

連絡先(日中連絡の取れる番号)

2

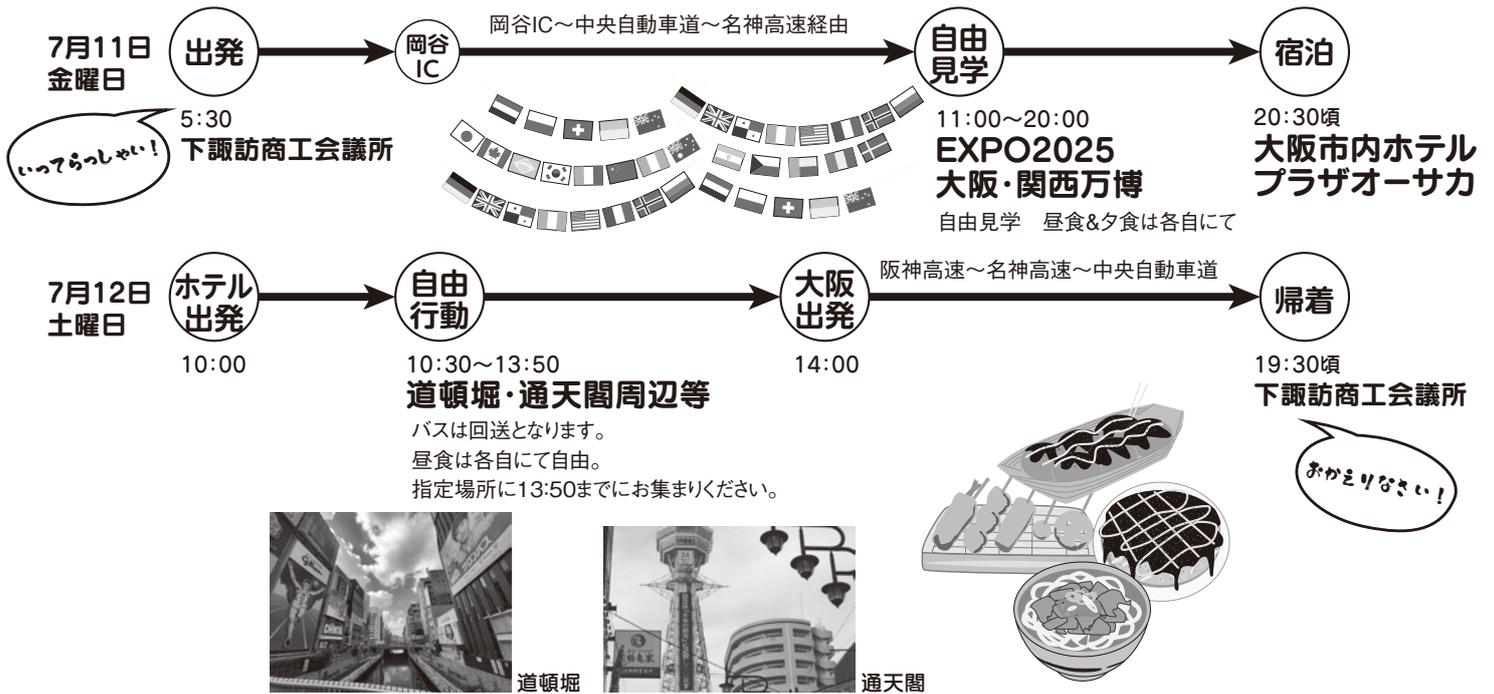
3

4

申込書にご記入の上、旅行代金を添えて下諏訪商工会議所受付窓口にてお申し込みください。

大阪・関西万博 1泊2日の旅

7月11日(金)~12日(土)



■旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金
 2. 旅行日程に明示した宿泊の代金及び税・サービス料、食事の代金及びサービ・サービス料、入場料金・ガイド料金
 3. 添乗サービス代金
- ※上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として戻しはいたしません。

■旅行代金に含まれないもの

- 前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します
1. 自由行動中の見学科、食事料、交通費等
 2. クリーニング料、電話料金、メイドに対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
 3. 傷害、疾病に関する医療費(傷害、疾病保険料等)

■お申込み条件

1. 特定のお客様を対象として旅行、或いは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、技能、資格、その他の参加条件に合致しない場合、お申し込みをお断りすることがあります。
2. 身体に障害のある方、健康を害している方はその旨をお申出下さい。団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、お申込みをお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただきます場合があります。

■お申し込み方法と契約の成立・旅行代金のお支払い

1. お申し込みの場合、申込書に所定事項記入の上、申込金(全額)を添えてお申し込み下さい。「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または一部として取り扱います
2. 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金(全額)のお支払いが必要です。
3. 身体に傷害をお持ちの方、c.健康を害している方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

■最終日程表

確定した運送宿泊機関名等が記載された最終日程表(確定書面)は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日までに交付します。

但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申し込みがあった場合は旅行開始日当日に交付することがあります。尚、期日前であってもお問合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・旅行代金の変更

1. 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
2. 著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。
3. 奇数人数でお申し込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けたとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取

消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料(お客様による旅行契約の解除)

1. お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、解除のご連絡は当社営業時間内のみお受けいたします。

解除時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して11日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して10日以降	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日以降	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

2. 取消料がかからない場合

- a. 契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
- b. 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- d. 当社が最終日程表を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日までに交付しなかったとき。
- e. 当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行の実施が不可能になったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)

- ・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
- ・申込条件の不適合、病氣、団体行動への支障、その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

■最少催行人員

ご参加のお客様が各出発日25名に満たない場合、旅行を中止する場合があります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知いたします。

■旅程管理

当社は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。

■当社の責任

当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別紙の特別補償規程で定めるところ

により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

■旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金は、表記の旅行代金に(6)の追加代金を加えた合計額です。

別表 変更補償金

変更補償金の支払い対象となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4. 運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6. 宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
7. 前各号に掲げる変更のうちツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、実費お支払いいただくことにより交替する事ができます。

■事故等のお申出について

旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに当社らご通知ください(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報取り扱いについて

当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関、お土産屋等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。お申込みいただく際は、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

■旅行条件基準日

この旅行条件は2025年4月1日現在の運賃、料金を基準としています。

■その他

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。このパンフレットは旅行業法第12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部になります。